

令和 3 年度の大津市の取組

R4.3.16

次第

1. 個別避難計画の作成について
2. 課題
3. 計画様式
4. 委託方法

1. 個別避難計画の作成について

滋賀モデル取組フロー

前回意見交換会までに終了

【事前準備】

- ①市町職員(防災・保健・福祉担当)を対象とする研修会
- ②滋賀モデル推進協議会(仮称)の設置(モデル地区選定)
- ③保健・福祉専門職を対象とする防災力向上研修
- ④インクルージョン・マネージャー養成研修
- ⑤当事者・地域住民を対象とする個別避難計画理解研修

【アセスメントの実施】

- ⑥当事者力・地域力アセスメントの実施

【計画作成・検証】

- ⑦個別避難計画作成に係る地域調整会議(ケース会議)開催
- ⑧個別避難計画検証のための防災訓練

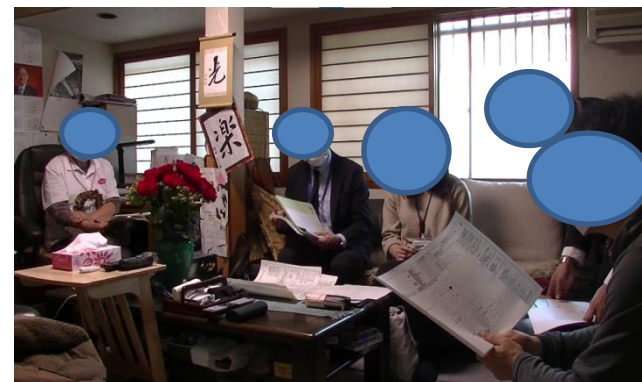
11月以降に
取組

1. 個別避難計画の作成について

高齢モデルの地域調整会議（ケース会議）・検証訓練

実施日 令和3年11月20日（土）14：00～15：00

参加者 計画作成対象者（当事者）、妻、長女、妹
自治会副会長、担当ケアマネジャー
市関係者6名



具体的な内容

エコマップで当事者の心身の状況や、生活の様子等を確認するとともに、防災マップで自治会周辺の災害リスクの確認を行い、避難方法等について打ち合わせを行った。

⇒ 風水害時は、自宅の浸水想定が0.5m未満であること、食料や生活物資等について十分確保できていることから、自宅に留まり安全を確保する。

⇒ 地震時は、近隣の避難所グラウンド（自宅から100m、徒歩3分）に避難する。
グラウンド進入口扉の鍵については、各単位自治会が保有している。

1. 個別避難計画の作成について

⇒ 現地にて避難経路の確認及び車椅子を使つての避難方法を検証。



⇒ 車椅子で階段を上がることは危険であることを確認。

⇒ 遠回りとなるが、段差のない箇所まで移動してグラウンド内に入るべきと判断。

段差のないところのフェンスの鍵は自治会が保有していないため、自治会で保有できるよう避難先との調整が必要。

支援者については、隣にお住まいの妹さんのほか、自治会より近隣で支援可能な方を紹介いただいた。

1. 個別避難計画の作成について

障害モデルの地域調整会議（ケース会議）

実施日 令和3年11月16日（火）13：00～15：00

参加者 当事者家族、自治会長、マンション管理組合理事長
民生委員、相談支援専門員、市関係者3名

具体的な内容

地域力アセスメントも同時に実施。

⇒ **自治会は人的（ソフト面）支援ができる。**

当事者の求める支援と地域が提供できる支援の明確化。

個別避難計画以外に防災全般の話（備蓄や避難行動、災害備品等）も話題にあがった。

課題

- ◎ 当事者の家族は避難の必要性は理解しているが、階段を使った避難に不安を感じている。
- ◎ 自治会は具体的な支援の方法が分からない。 ⇒ **行政が指南できる。**
- ◎ 訓練を通じて互いの不安を取り除くことができるか。



2. 課題

～福祉避難所～

個別避難計画では、

「どこへ、どのタイミングで避難する、支援者は誰か？」

を平時に計画する。

「どこへ」に該当する、福祉避難所の開設タイミングや運用方法、対象施設について現在見直しをしています。

課題

①大津市の現行の体制として福祉避難所は一般避難所が開設された後に二次的に開設する。

⇒ ガイドライン改正により、福祉避難所を一般避難所と同時期に開設する方針へ。

②対象施設について「感染症や熱中症対策などの保健・医療的対応等良好な生活環境」や

「平素から利用している施設へ直接避難」について改善を図る必要がある。

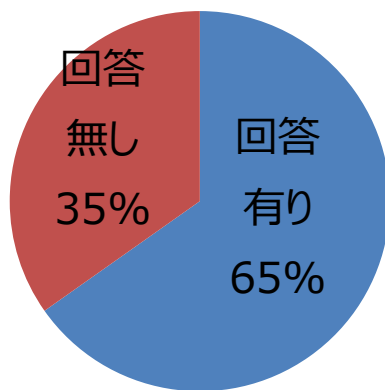
⇒ 官民ともに施設の検討を行う必要がある。

2. 課題

～障害福祉施設へのアンケート～

障害福祉施設を対象にアンケート調査を実施

アンケート回答状況



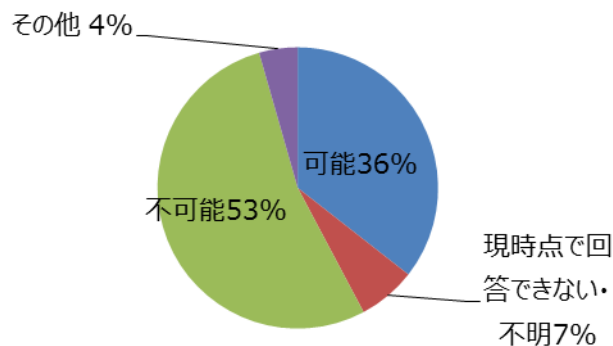
回答率65.2%

- ・平素から施設を利用する方やその家族に限定して災害時に避難者を受け入れることは可能か？
(※避難場所の提供のみ)
- ・主に施設の人員及び設備等を活用して福祉避難所として運営することは可能か？
(※避難場所の提供 + 運営)
- ・民間の福祉事業所が福祉避難所として運営する場合に考えられる課題等は何か？

2. 課題

～障害福祉施設へのアンケート～

Q1 平素から貴施設を利用する方やその家族に限定して災害時に避難者を受け入れることは可能ですか？（※避難場所の提供のみ）



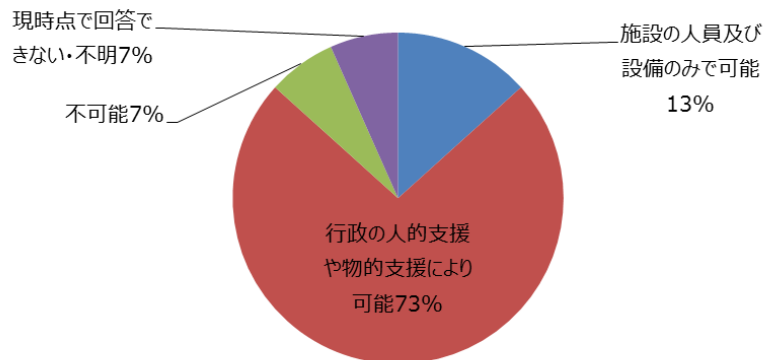
<施設の収容規模に関する意見>

- ・施設が狭い、収容面積がないため。
- ・要配慮者を滞在させるための居室が確保されていない。
- ・入居者で一杯。

<人的要因意見>

- ・規模が小さいので、人員が少ない。緊急時に余力は全くない。

Q2 Q1にて可能と回答した施設にお伺いします。主に施設の人員及び設備等を活用して福祉避難所として運営することは可能ですか？（※避難場所の提供+運営）



<運営時の意見>

- ・福祉避難所開設時に行政の方が主になって運営してほしい。物的には他の避難所と同じで対応してほしい。
- ・避難食や毛布、水、ベットなどがほしい。一部の人数は用意しているが全員分ではない。

2. 課題

～民間施設との連携～

民間の福祉事業所が福祉避難所として運営する場合に考えられる課題

- ・施設の規模や人員に関する課題
- ・設備や備蓄等の備えに関する課題
- ・平時の地域関係や訓練教育に関する課題

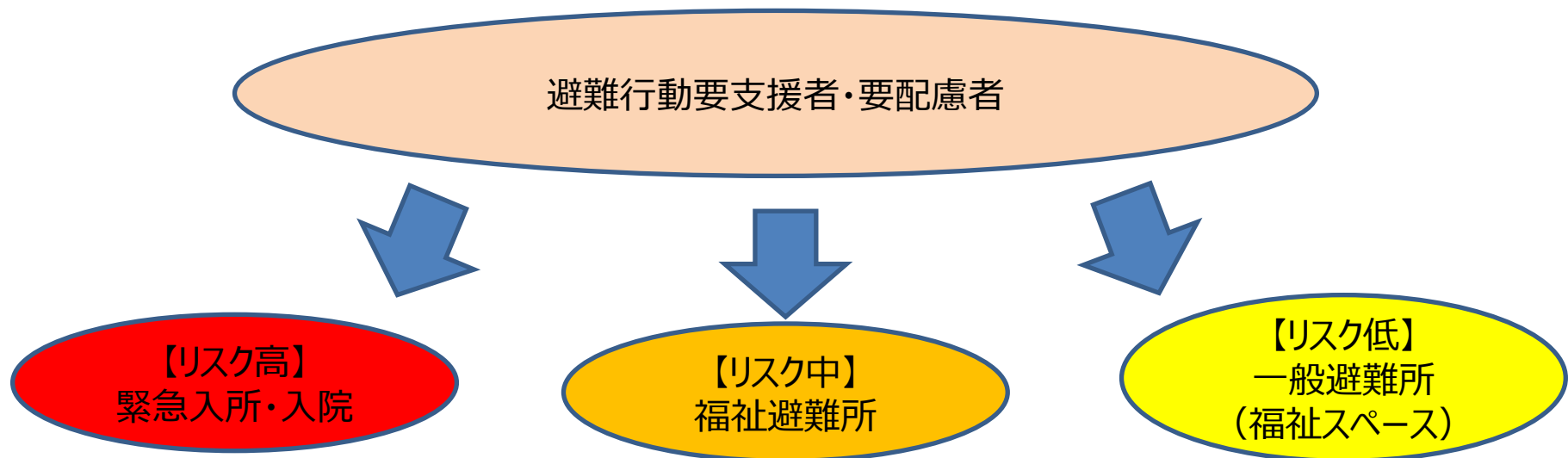
～今後～

- ◆福祉避難所で受け入れるべきターゲットの設定
- ◆避難者の個別避難計画による事業所との結びつけ
- ◆行政との連携やマニュアルの整備

2. 課題

～福祉避難のリスク分類～

- ・従前の考え方は「地震」しか想定していないため「風水害」を想定した避難者数を割り出す必要がある。
- ・福祉避難所で提供するサービスの質を向上させるため、受入対象者を心身の状況に合わせ限定する必要がある。
- ・要配慮者の心身の状態に合わせ、「緊急入所・入院」、「福祉避難所」、「一般避難所（福祉スペース）」に分ける。



2. 課題

～福祉避難のリスク分類～

福祉避難所の受入対象者の整理

【リスク中】 福祉避難所

例：やまびこ総合支援センター
や民間福祉施設等

◇民間の福祉施設を中心に指定

※施設の日常利用等があり、個別避難計画で避難先を調整
した者

【寝たきりや全介助、医療機器の使用による電源確保が必要、
認知症や精神障害により落ち着いた空間が必要な方等】

【リスク低】 一般避難所（福祉スペース）

例：支所（和室等）
中学校武道場

◇風水害時に優先的に開設する避難所から体制整備

※個別避難計画で避難先を調整した方

【上記施設の日常利用がない、または一般避難所よりもやや
ケアが必要な方】

どちらも個別避難計画で調整したことを前提としている。

2. 課題

～福祉避難所の受入対象者の公示～

原則、福祉避難所は、個別避難計画を 作成した対象者が避難する際に開設する

令和3年11月より、福祉避難所での受入対象者を公示しており、そのほとんどが受入対象者を「要配慮者」として公示していたが、
令和4年度より、以下の方針で受入対象者を定める。

施設種別	受入対象者
児童クラブ	要配慮者
保育園	妊産婦・乳幼児
北大津養護学校 滋賀保護院 やまびこ総合支援センター	市が特定したもの (個別避難計画で避難を 計画している者)

個別避難計画と結びつけられる福祉避難所は風水害時に開設する。
その他福祉避難所については原則地震時を想定するものとする。

2. 課題

～長期化が見込まれない風水害時の開設～

発生直前

対象区域の居住者が避難する福祉避難所を開設。
市から派遣された職員が本部との連絡を行う。

災害発生
(台風直撃等)

要配慮者とその家族の避難を想定。


3日まで

- ・原則施設は避難スペースを貸し出し。
- ・必要物資や応援の手配は市職員が行う。

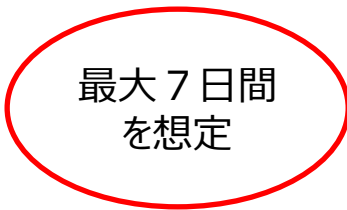
3日以上 の開設となるような大水害の場合、他市の状況では災害救助法が適用され、国から人的、物的、金銭的な支援を受けることが可能になる。

2. 課題

～大震災時等の開設～



6弱以上の
地震発生



最大7日間
を想定

行政からの連絡を待つことなく、施設の安全性を確認し、避難所を自主開設

※5強以下である場合、被害状況を市が判断し開設指示を行う。

災害発生からおよそ3日程度で災害救助法による人・物の支援あり

※それまでは施設側のみでの福祉避難所運営が必要である可能性大

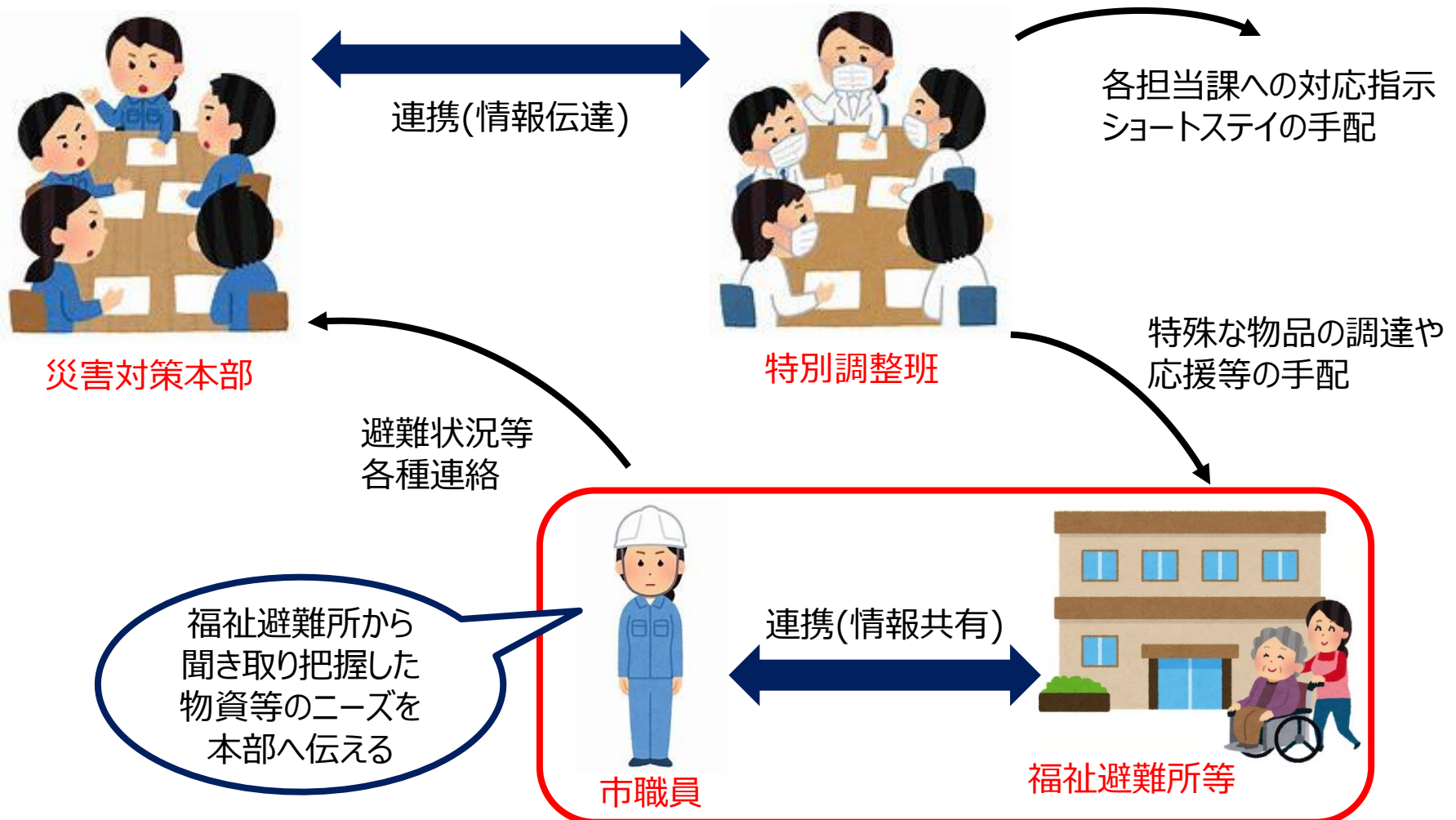
福祉避難所の運営に要した人件費等について災害救助法の適用が見込まれる場合、委託契約によるものとする。

※ガイドライン石川県輪島市参照

発生後およそ1週間で、**避難施設の統廃合**を想定（帰宅可能な方には帰宅してもらう）

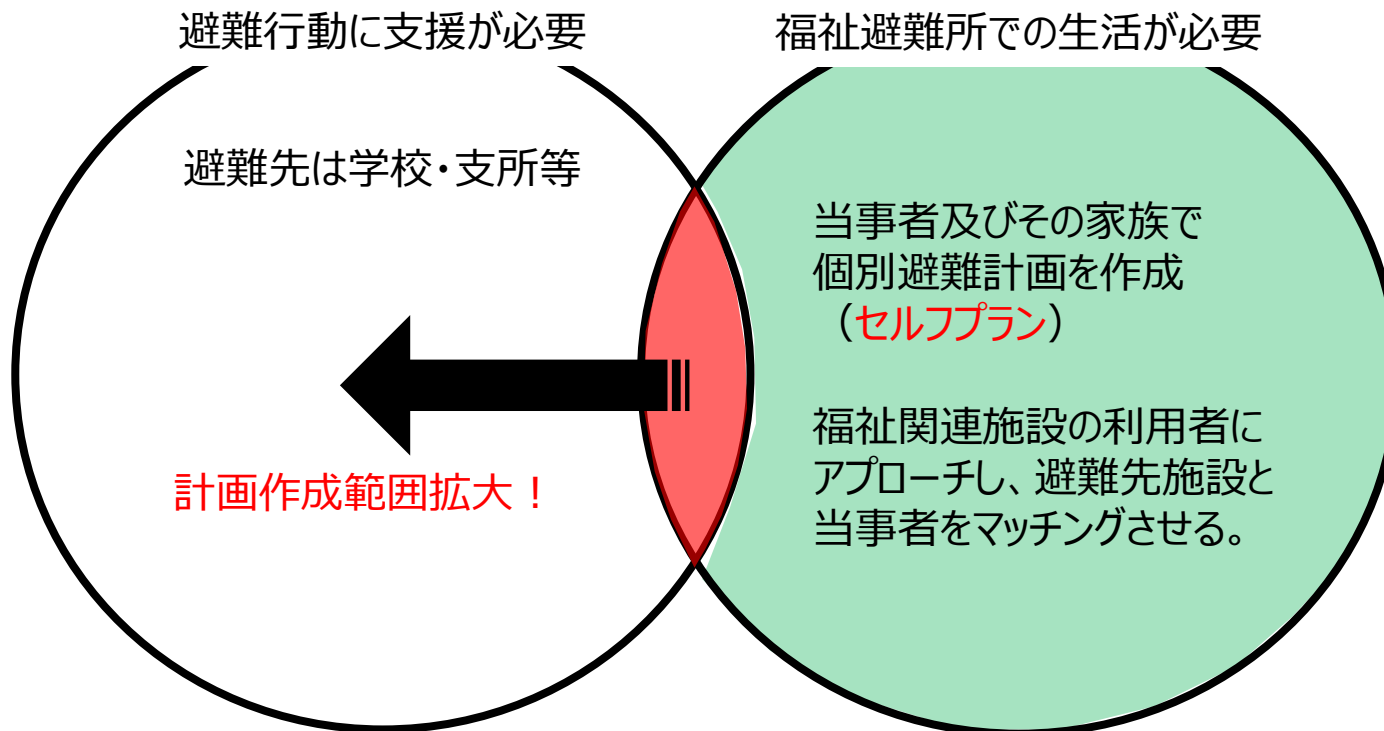
2. 課題

～福祉避難所の運営体制～



2. 課題

～来年度以降の進め方～



3. 計画様式について

避難行動要支援者避難支援計画（個別計画）様式

取扱注意

避難行動要支援者避難支援計画（個別計画）

○この個別計画は、支援者及び自主防災会、自治会、民生委員児童委員等の避難支援等関係者と共有します。
 ○この個別計画に関する情報は、災害時の避難支援活動、安否確認、日頃の見守りなどの支援活動以外の用途に使用することはできません。
 ○この計画は、災害時の避難行動の支援が必ずなされることを保障するものではなく、また避難支援者等関係者は、法的な責任や職務を負うものではありません。

平成31年7月20日

学区	自治会					
フリガナ						
氏名	男	生年月日 (年齢)	年 月 日 生			
住所	自宅電話 (FAX)		携帯電話			
代理記載及び申請の状況	氏名	続 柄	電話番号			
緊急時の家族等の連絡先	氏名	続 柄	自宅電話			
	住所		携帯電話			
	氏名	続 柄	自宅電話			
	住所		携帯電話			
同居状況等	同居家族 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	住居の種類 (一戸建てorアパート・マンション)や階段 がある部屋(浴室orリビングor廊下の家など)				
かかりつけ医	医療機関名	TEL				
特記事項						
要支援者の状況	対象者区分	高齢者	介護認定	身体障害者手帳	療養手帳	その他
	生命にかかわる医療機器					
	留意事項					

<裏面へ続く>

避難支援者 (避難支援者、安 否確認等)	第1	氏名	自宅電話	携帯電話
		住所		
	第2	氏名	自宅電話	携帯電話
		住所		
	第3	氏名	自宅電話	携帯電話
		住所		
民生委員		氏名	自宅電話	携帯電話
治療中の病気				
治療内容				
介護・福祉サービスの利用状況	<input type="checkbox"/> ホームヘルプ <input type="checkbox"/> 訪問看護 <input type="checkbox"/> 福祉ワゴン <input type="checkbox"/> デイサービス <input type="checkbox"/> ショートステイ <input type="checkbox"/> スタマ用具 <input type="checkbox"/> 後援人または権利擁護			
アレルギー	アレルギー			
施設員、医療 や介護に必要 な職員	氏 名			
	メーカー名			
	取扱店連絡先			
情報伝達方法				
避難所①			避難所②	
避難手段				
避難した場合は、 特に注意すべき事				
計画作成者	団体名	氏名(電話)		

上記記載内容に誤りがないことを確認し、個別計画の意義を理解するとともに、避難支援等関係者及び大津市に提供することを了承します。

年 月 日 本人署名 _____
 代理人署名 _____

行政が把握している情報

居住学区、氏名、生年月日、住所、対象者区分、生命にかかわる医療機器、要支援者の状況、担当民生委員

計画作成過程で収集する情報

当事者連絡先、緊急時家族等の連絡先、同居状況等、かかりつけ医、避難支援者、現在の病気の状況、介護福祉サービス利用状況及び事業所、アレルギー、避難先(2箇所)、避難手段等...

4. 委託方法

